

解讀文・読み下し文・現代語訳

【解讀文】

(前 欠)

権現様御嫡女亀姫「
御法号被称盛徳院様候
□下総守出生之砌、達
上聞候処、
権現様可被遊 御覽候間
名を不附差置候様被
仰出、仮名ニ而罷在、其後於駿府
亀姫君様御同道罷上被遊
御覽候上、名を鶴松丸与被下置
御自手御腰物拝領仕候、天正
十六戊子年六歳之時於駿府
権現様被成御子、源性松平之
御称号被下置、其節紋所之儀從
亀姫君様被成御伺候処、葵御紋
九曜取交相用候様蒙
上意、相用申候、慶長十七壬子年
從
権現様亀姫君様江被遊
上意候者、望之儀者此節也、其方
男子なれハ天下をも可讓事
ニ候如何与
上意御座候時、女之儀ニ御座候得ハ
何之望も無御座候、只子共之儀
末々御見捨不被成候様御願
被成候旨、亀姫君様御請被 仰上
候得者、成程尤之事ニ候、既
大膳江ハ別知遣し、右京ハ病死、
摂津守儀ハ養子ニいたし作州
家督ニ申付置、末子下総儀者
我等子ニ致し、末子ニ候得共惣領与
心得、段々取立ル存念ニ候、此趣
関東
内府様江茂可被 仰進候間、毛頭
御氣遣不被成候様被為在
上意、夫方追々結構ニ被 仰付、
台徳院様

大猷院様奉蒙
御懇命、後年十八万石被成下、
播州ニおひて姫路領知仕候、
忠明死去之節遺願之通嫡子
鶴松丸江十五万石、二男八郎左衛門江
三万石分知被 仰付候処、八郎左衛門儀ハ
同年病死仕、分知三万石被
召上候、二代目下総守忠弘十五万石
家督相続被 仰付、
大猷院様
殿有院様奉蒙
御懇命溜詰ニ列シ御奉公仕候処、
及老年、家中之者共存違之儀
有之不調法被
思召、五万石減知隠居被
仰付、三代目下総守忠雅江十万石
被下、家督相続被 仰付、無程
先規之通溜詰被 仰付、難有
奉存候、其後曾祖父下総守
忠啓溜詰被 仰付候以後、祖父
養父共ニ病身ニ而家督以後
無間茂隠居病死仕、打続
二代ハ溜詰不蒙 仰、甚歎ケ敷
奉存候、前段亀姫君様江
権現様被為遊
上意候通、追々御加増被成下候処、
下総守忠弘、依不調法領知高
減少仕候儀、残念至極ニ奉存候、
当年ハ
御神忌之御儀ニ御座候得者
上意之趣、猶又奉仰
御威光候様、格別之以
思召、溜詰被 仰付被下置候ハ、
対先祖、本望至極之儀難有
可奉存、幾重ニ茂
御憐愍之程、奉内願候、以上
四月 松平下総守

【読み下し文】

(前 欠)

権現様御嫡女亀姫「」

御法号盛徳院様と称され候

□下総守出生の砌、

上聞に達し候処、

権現様御覽遊されべく候間

名を附けず差し置き候様

仰せ出だされ仮名にて罷り在り、其後駿府に於いて

亀姫君様御同道罷り上り

御覽遊され候上、名を鶴松丸と下し置かれ

御自身御腰物拝領仕り候、天正

十六戊子年六歳の時、駿府に於いて

権現様御子と成られ、源性松平の

御称号下し置かれ、其節紋所の儀

亀姫君様より御伺に成られ候処、葵御紋

九曜取り交え相用い候様

上意を蒙り、相用い申し候、慶長十七壬子年

権現様より亀姫君様へ

上意遊され候は、望の儀は此節也、其方

男子なれハ天下をも譲るべき事

に候如何と

上意御座候時、女之儀に御座候得ハ

何の望も御座無く候、只子共の儀

末々御見捨て成られず候様御願

成られ候旨、亀姫君様御請仰せ上られ

候得ば、成程尤の事に候、既に

大膳へハ別知遣し、右京ハ病死、

摂津守儀ハ養子にいたし作州

家督に申し付け置き、末子下総儀は

我等子に致し、末子に候得共物領と

心得、段々取立ル存念に候、此趣

関東

内府様へも仰せ進せらるべく候間、毛頭

御氣遣い成られず候様

上意在らせられ、夫より追々結構に仰せ付けられ、

台徳院様

大猷院様

御懇命を蒙り奉り、後年十八万石成し下され、

播州におひて姫路領知仕り候、

忠明死去の節、遺願の通り嫡子

鶴松丸へ十五万石、二男八郎左衛門へ

三万石分知仰せ付けられ候処、八郎左衛門儀ハ

同年病死仕り、分知三万石

召し上げられ候、二代目下総守忠弘十五万石

家督相続仰せ付けられ、

大猷院様

厳有院様

御懇命を蒙り奉り溜詰に列シ御奉公仕り候処、

老年に及び、家中の者共存違の儀

これ有り不調法

思し召され、五万石減知隠居

仰せ付けられ、三代目下総守忠雅へ十万石

下され、家督相続仰せ付けられ、程無く

先規の通り溜詰仰せ付けられ、有り難く

存じ奉り候、其後曾祖父下総守

忠啓溜詰仰せ付けられ候以後、祖父

養父共に病身にて家督以後

間も無く隠居病死仕り、打ち続き

二代ハ溜詰仰せ蒙らず、甚だ歎かわしく

存じ奉り候、前段亀姫君様へ

権現様

上意遊させられ候通り、追々御加増成し下され候処、

下総守忠弘、不調法に依り領知高

減少仕り候儀、残念至極に存じ奉り候、
当年ハ

御神忌の御儀ニ御座候得は

上意の趣、猶又

御威光を仰せ奉り候様、格別の

思召を以て、溜詰仰せ付けられ下し置かれ候ハ、
先祖に対し、本望至極の儀有り難く

存じ奉るべし、幾重にも

御憐愍の程、内願奉り候、以上

【現代語訳】

権現様(徳川家康)の御嫡女亀姫御法号を盛徳院様せいとくいんと称された。下総守(後の松平忠明)出生の際、そのことを家康公の耳にお入れしたところ、家康公は忠明をご覧になって「名を付けないでおくように」と仰せになったので、仮名であった。その後、駿府城において亀姫が(忠明と)同道で家康公のもとへ上り、家康公が(忠明を)ご覧になった上で、名を鶴松丸と下し置かれ、家康公みずからの手から腰物を拝領した。

天正十六年、忠明が六歳の時、駿府城において家康公の子となり、源姓松平の称号を下し置かれた。その節、紋所について亀姫から(家康公へ)お伺いになられたところ、「葵紋と九曜紋を取り交えて用いるように」とのお言葉を蒙り、用いることになった。慶長七年、家康公より亀姫へ掛けられたお言葉は(次のとおりである)「望むことは何か。その方が男子なら天下をも譲ったであろうが、いかがであろう」このようにお言葉があった際、(亀姫は)女であるので何の望みもありませんが、ただ子供のことは末々お見捨てになられませんかよう願ひしたい」という旨を(家康公へ)仰せ上げられたところ、「成

程、もつとも事である。すでに大膳へは別の領知を与え、右京は病死、摂津守は(家康公の)養子にいたし、美作守には家督を申し付けている。末子の下総(忠明)については、我等の子に致し、末子であるが(奥平家筋の?)惣領と心得て、段々取り立てる存念である。このことは、関東内府(二代將軍徳川秀忠)へも伝えておくので、気遣いをしないようにとお言葉があった。それから追々、結構(な立場)に仰せ付けられ、秀忠、家光からも有難い仰せを蒙り、後年には十八万石を拝領し、播磨国姫路を与えられ、忠明死去の節は遺言の通り、嫡子鶴松丸(忠弘)に十五万石、二男の八郎左衛門へ三万石分知を仰せ付けられた。しかし、八郎左衛門は同年に病死し、分知された三万石は召し上げられた。二代目松平忠弘は十五万石で家督相続を命じられ、家光、家重からそれぞれ有難い仰せを蒙り、溜詰に列せられ、奉公した。忠弘は老年に及んでから家臣団の者共存念があり、これが不調法であると(公儀から)思し召され、忠弘は五万石の減知と隠居を命じられ、三代松平忠雅へ十萬石が下され、家督相続が命じられた。程なく先例の通り溜詰を命じられ有難く存じ奉ります。その後、曾祖父の松平忠啓が溜詰を命じられて以後、祖父・養父ともに病身で家督相続以後、間もなく隠居もしくは病死しており、二代続けて溜詰を命じられておらず、甚だ嘆かわしく存じている。前段にあるように亀姫へ家康公から上意があったように追々ご加増下さっていたところ、忠弘の不調法により領知高が減少してしまい、残念至極に存じ奉っている。

今年には御神忌のことでもあることから、家康公からの上意の趣、なおまた徳川將軍家の御威光を仰せ蒙りたく、格別の思し召しをもって、溜詰に命じて下

さるのでしたら、先祖に対して本望至極のことであり、有難く存じます。幾重にも憐憫を加えてくださいますよう、内々に願い奉ります。

【用語】

- ・盛徳院：亀姫の院号（諡号（しごう））。
- ・権現様：徳川家康のこと。東照大権現。
- ・御腰物：太刀・刀剣のこと。
- ・九曜：松平忠明の家紋。
- ・大膳：奥平信昌と亀姫の長男家昌（奥平大膳大夫）。
- ・右京：次男家治（松平右京大夫）。
- ・撰津：三男忠政（松平撰津守）。
- ・作州：奥平信昌。
- ・下総：四男忠明（松平下総守）。
- ・内府様：内大臣のこと。江戸時代、歴代将軍は内大臣に任命された。史料の文脈上、二代将軍徳川秀忠のこと。
- ・大猷院様：三代将軍徳川家光。
- ・厳有院様：四代将軍徳川家綱。
- ・溜話：江戸城溜間に詰めることを許された大名家とその格をあらわす。
- ・存違：心得違い。
- ・不調法：松平忠弘の治世に生じた家老間派閥対立が招いたお家騒動（白河騒動）のことをあらわす。
- ・御神忌：徳川家康（東照神君）の没後、回忌のこと。二〇〇神忌に相当するのは、文化十二年（一八一五）である。
- ・憐愍：あわれみ。

【敬意をあらわす表現】

